○東松山市若者みらい応援奨学金返還支援補助金交付要綱

令和6年3月22日 決裁

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、奨学金返還者の経済的負担を軽減し、もって若者が将来に希望を持てるまちの 実現を図ることを目的として、奨学金返還者に対し、東松山市若者みらい応援奨学金返還支援補 助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することに関し必要な事項を定めるものと する。
- 2 補助金の交付に関しては、<u>東松山市補助金等の交付手続等に関する規則(昭和48年東松山市規則</u> 第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。 (定義)
- 第2条 この要綱において、<u>次の各号</u>に掲げる用語の意義は、それぞれ<u>当該各号</u>に定めるところによる。
 - (1) 大学等 <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)</u>に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程、専門職大学、専門職大学院、高等学校及び専修学校高等課程をいう。
 - (2) 居住 本市の住民基本台帳に記録されていることをいう。

(交付の対象となる奨学金)

- 第3条 補助金の交付の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 独立行政法人日本学生支援機構から貸与された奨学金
 - (2) その他貸与型奨学金であって市長が認めるもの

(交付の対象)

- 第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 大学等に在学している期間において<u>前条</u>に規定する奨学金(以下「奨学金」という。)の貸与 を受けた者
 - (2) 大学等を卒業した者で、<u>第7条第1項</u>の規定による認定の申請日の属する年度の前年度の末日 において満30歳未満である者
 - (3) <u>第7条第1項</u>の規定による認定の申請日以前から市内に居住し、引き続き5年以上居住する意思を有し、<u>第8条第1項</u>に規定する交付申請時点において現に居住している者
 - (4) 奨学金の返還を開始し、かつ、滞納していない者(返還の猶予を受けている者を除く。)
 - (5) 市税等(市県民税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、軽自動税及び国民健康保険税であって、市に納めるものをいう。)を滞納していない者(徴収の猶予を受けている者を除く。)
 - (6) 奨学金の返還について他の補助金等の交付を受けていない者
 - (7) <u>東松山市暴力団排除条例(平成24年東松山市条例第19号)第2条第2号</u>に規定する暴力団員又は <u>同条例第3条第2項</u>に規定する暴力団関係者でない者

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、補助金の交付を受けようとする年度の前年度(4月から翌年3月までをいう。) の奨学金の返還額(利子相当額を含む。)に相当する額とする。ただし、1年度につき3万円を上限とする。
- 2 <u>前項本文</u>に規定する額について、複数の奨学金の貸与を受けている場合は、それらを合算した額とする。
- 3 <u>前2項</u>に規定する額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 (補助対象期間等)
- 第6条 補助金の交付対象となる居住の期間は、<u>次条第2項</u>の規定による認定をした日の属する年以後の各年10月1日からその翌年の9月30日までとする。
- 2 補助対象期間は、<u>次条第2項</u>に規定する認定した日の属する年度の翌年度から起算して5年度を限 度とする。
- 3 <u>前項</u>の規定にかかわらず、<u>第4条第3号</u>から<u>第7号</u>までに規定する要件を満たさなくなった場合は、その事由が発生した日以後の期間は、補助対象としないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(交付対象者の認定)

- 第7条 補助金の交付対象者としての認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金の交付を受けようとする最初の年度の前年度の6月1日から9月30日までに、東松山市若者みらい応援奨学金返還支援補助金交付対象者認定申請書(<u>様式第1号</u>)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
 - (1) 住民票の写し
 - (2) 大学等が発行する卒業を証明する書類
 - (3) 奨学金の借入額、返還額及び返還予定額が確認できる書類
 - (4) 誓約書兼同意書(様式第2号)
 - (5) その他市長が特に必要と認める書類
- 2 市長は、<u>前項</u>の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認める場合にあって は東松山市若者みらい応援奨学金返還支援補助金交付対象者認定通知書(<u>様式第3号</u>)により、適正 と認めない場合にあっては東松山市若者みらい応援奨学金返還支援補助金交付対象者不認定通知 書(<u>様式第4号</u>)により申請者に通知するものとする。

(交付申請及び実績報告)

- 第8条 交付対象者として認定を受けた者(以下「交付認定者」)は、補助金の交付を受けようとする 年度の10月1日から11月30日までに東松山市若者みらい応援奨学金返還支援補助金交付申請書兼実 績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
 - (1) 前年度の奨学金の返還額を証する書類
 - (2) 希望する振込先の口座番号等が確認できる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 交付認定者は、毎年度、<u>前項</u>の規定による交付の申請及び実績報告を行うものとする。 (交付決定及び額の確定)
- 2 市長は、<u>前項</u>の規定による審査により、補助金の交付を決定した場合にあっては東松山市若者みらい応援奨学金返還支援補助金交付決定兼額確定通知書(<u>様式第6号</u>)により、補助金の不交付を決定した場合にあっては東松山市若者みらい応援奨学金返還支援補助金不交付決定通知書(<u>様式第7</u>号)により、交付認定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 <u>第8条第1項</u>に規定する補助金交付申請書兼実績報告書は、<u>前条第2項</u>に規定する補助金の交付の決定があったときは、補助金交付請求書とみなす。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

東松山市若者みらい応援奨学金返還支援補助金交付対象者認定申請書

年 月 日

東松山市長 宛て

東松山市若者みらい応援奨学金返還支援補助金の交付を受けたいので、東松 山市若者みらい応援奨学金返還支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により、 下記のとおり認定申請します。

記

			βL	4			
	ふりがな						
	氏名						
	生年月日		年	月	日	(歳)
申請者(本人)	現住所						
	電話番号	自宅			携带	ř	
	メール アドレス				@		
奨学金に	大学等の名称				学部等	等	
より修学	所在地						
した機関	卒業年月			年	月		
利用した	名称						
奨学金	貸付機関						

添付書類

- (1) 住民票の写し
- (2) 大学等が発行する卒業を証明する書類
- (3) 奨学金の借入額、返還額及び返還予定額が確認できる書類
- (4) 誓約書兼同意書(様式第2号)

様式第2号(第7条関係)

誓約書兼同意書

私は、東松山市若者みらい応援奨学金返還支援補助金の交付対象者 としての認定申請をするに当たり、下記の事項について誓約します。

また、申請内容の審査及び補助金の交付のために必要があるときは、 私の住民基本台帳の情報及び市税等の納付状況について、市長が調査 することに同意します。

記

- 1 虚偽の申請その他不正な行為はしません。
- 2 東松山市に5年以上居住する意思を有します。
- 3 東松山市から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 4 私は、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 市税等を滞納している者
 - (2) 奨学金の返還について他の補助金等の交付を受けている者
 - (3) 東松山市暴力団排除条例(平成24年東松山市条例第19号)第 2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定す る暴力団関係者

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所

氏 名

様式第3号(第7条関係)

第 号年 月 日

様

東松山市長

東松山市若者みらい応援奨学金返還支援補助金 交付対象者認定通知書

年 月 日付けで認定申請のあった標記補助金について、 下記のとおり対象として認定しましたので、東松山市若者みらい応援 奨学金返還支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 認定の可否 認定する
- 2 認定番号
- 3 認定期間 年度から 年度まで

様式第4号(第7条関係)

第 号年 月 日

様

東松山市長

東松山市若者みらい応援奨学金返還支援補助金 交付対象者不認定通知書

年 月 日付けで認定申請のあった標記補助金について、 下記のとおり対象として不認定としましたので、東松山市若者みらい 応援奨学金返還支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知し ます。

記

不認定の理由

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

東松山市長

宛て

申請者 住 所 氏 名 電話番号

東松山市若者みらい応援奨学金返還支援補助金 交付申請書兼実績報告書

東松山市若者みらい応援奨学金返還支援補助金の交付を受けたいので、東松山市若者みらい応援奨学金返還支援補助金交付要綱第8条の 規定により、下記のとおり申請し、及びその実績を報告します。

記

認	定番	号									
交付申請額				円							
奨学金			種類	□ 日本学生支援機構							
			131 754		こその他()		
交付対象奨学金返還年度				年度返還分							
上記返還年度における				F (= + 7 (85) 7 + 6 +)							
返還総額				円(元本及び利子を含む)							
								信月	組	合 ·	金庫・農協)
振	金	融	機関	名	(本店・支店・支所)						
込	フ	IJ	ガ	ナ			普	通	П	座	
先	П	座	名	義			当	座	番	号	

※申請者本人名義の口座に限ります。

添付書類

- (1) 前年度の奨学金の返還額を証する書類
- (2) 振込先の口座情報が確認できる書類

様式第6号(第9条関係)

第 号年 月 日

様

東松山市長

東松山市若者みらい応援奨学金返還支援補助金 交付決定兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、下記のとおり交付することに決定し、及び確定したので東松山市若者みらい応援奨学金返還支援補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 交付対象年度

年度返還分

3 交付決定額及び確定額

円

様式第7号(第9条関係)

第 号年 月 日

様

東松山市長

東松山市若者みらい応援奨学金返還支援補助金 不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、下記のとおり交付しないことを決定しましたので、東松山市若者みらい応援奨学金返還支援補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

不交付の理由